

地域クラブとサポーター募集公募説明会 質疑応答

令和7年11月9日及び11月11日開催分

番号	質問	回答
1	西脇市に住んでいても、市外の中学校（附属中など）に通う生徒は参加できませんか？	市外の学校に通う生徒でも地域クラブに参加することは可能です。 ただし、市が経費支援（謝礼や保険料）を行う実証事業については、西脇市立中学校の生徒の受け皿確保を優先する観点から対象外となりますので、保険料等の自己負担が発生します。
2	学校にない種目のクラブを新たに立ち上げることは可能ですか？	はい、可能です。学校部活動から地域クラブへの移行に当たっては、従来の学校部活動になかった種目であっても積極的に加わっていただき、子どもたちの多様なニーズに応えたいと考えています。
3	認定クラブの要件として「指導者2名以上」とありますが、なぜですか？	安全管理上十分であれば、平時は1名での指導で構いません。 ただし、指導者が1名のみの場合、何らかの都合で長期間活動が停止してしまうリスクがあります。そこで、保護者の方が安心して子どもを預けられるように、いざという時のためのバックアップ体制として2名以上の確保をお願いしています。
4	活動は学校単位ですか？ （例：A中学校の生徒はA中学校のクラブにしか入れない？）	いいえ。地域クラブ活動は学校単位ではなく、市単位です。例えば、ある中学校を拠点に活動する地域クラブが設立された場合、市内すべての中学校から当該クラブでの活動を希望する生徒たちが集まって活動するイメージです。
5	認定クラブであれば、施設使用料や広報など、恒久的に支援してもらえるのですか。	はい。市の認定クラブであれば、実証事業の対象かどうかは関係なく支援します。支援とは、主に、市の施設使用料の減免や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）による周知を指します。
6	市の認定を受ける一番のメリットは、市の「お墨付き」を得て、保護者に安心感を与えられる点という認識で良いですか？	はい。市の認定クラブであることは、市が定める基準を満たした団体であるという証明であり、保護者の方々が安心して子どもを預けられるという信頼につながります。加えて、市が積極的に広報を支援することも大きなメリットです（No.5参照）。
7	地域クラブの活動場所は、拠点となる一つの学校に市内の生徒が集まるイメージですか？	原則的にはそのとおりです（No.4参照）。ただし、複数の会場に分散し、それぞれに指導者を配置して活動する「分散型」活動も可能です。

地域クラブとサポーター募集公募説明会 質疑応答

令和7年11月9日及び11月11日開催分

番号	質問	回答
8	同じ競技で、複数の地域クラブが設立されることはありますか？	はい。同じ種目でも目的が違えば活動内容も異なるためです。 例えば、競技力向上を目指して大会での勝利を目標とするクラブもあれば、スポーツを楽しむこと自体を目的とするクラブもあります。活動方針の異なる複数のクラブが存在することは、子どもたちの選択肢を広げます。
9	実証事業に参加するクラブと、参加しない（認定のみの）クラブの具体的な違いは何ですか？	令和8年度まで実施する実証事業にご協力いただくクラブには、制度整備を目的としたアンケートへの回答や、専用アプリの試用・フィードバックなどをお願いすることになります。その代わりに、市が指導者謝礼や保険料を負担させていただくものです。
10	実証事業の期間が終わったら、謝礼や保険料の助成などはなくなりますか？	はい。令和8年度の実証事業期間の終了とともに、これらの助成はなくなります。そのため、これらの経費を賄うため、各地域クラブで会費を自由に設定いただけます。市が作製・配布する周知媒体（No.5参照）に会費などを掲載しますので、子どもたちはそれらを勘案して希望先を選ぶことになります。地域クラブ活動では受益者負担を原則としており、先行している他の自治体の例では、会費として月額3,000円～5,000円程度を徴収していることが多いようです。
11	経済的に厳しい家庭への会費の支援はありますか？	はい。市の就学支援の対象となっている世帯については、地域クラブの会費に充当できるような何らかの支援策を検討しています。
12	活動場所として学校施設（体育館やグラウンド）は使えますか？	はい。学校施設だけでなく社会教育施設（総合市民センターなど）も活動場所の対象です。市が認定する地域クラブが使用する場合、これらの施設使用料は減免されます。ただし、他団体と競合する場合は調整が必要となることから、必ずしも希望が叶えられるとは限らないことに留意してください。
13	ナイター設備などの施設整備や、備品（ハードル、マットなど）の購入支援はありますか？	施設の利用については、現状の既存施設を活用することが原則です。ただし、既存部活動からの移行を最優先とする上で、既存施設の劣化が著しく、活動そのものが困難であるなどの場合は、必要に応じて整備を検討します。 また、備品整備については、現在、国に対して、全国の自治体が要望しているところであり、当該結果に応じて対応を検討します。

地域クラブとサポーター募集公募説明会 質疑応答

令和7年11月9日及び11月11日開催分

番号	質問	回答
14	学校の備品を使用しているとき、傷めば、誰が買い替えるのですか？	使用開始時の状態に問題のなかった備品が活動中に破損・汚損した場合は、当該活動の利用者による現状復旧を原則とします（経年劣化の場合を除く）。明らかに経年劣化であった場合は、当該備品が学校の授業で使用するものであれば学校（市）の予算で買い替えます。
15	指導者の資格要件が厳しいのでは？	資格要件は、保護者の「どこのどんな人に教わるのかわからない」といった不安に 대응するため、最低限の基準として設けたものです。年齢や研修受講義務など多少の要件はありますが、例えば「指導経験1年以上」や「当該種目の経験3年以上」なども認めており、できるだけ多くの方に参加いただけるよう配慮しています。
16	クラブを立ち上げる（代表者になる）のは難しいですが、指導を手伝いたいです。どうすればよいですか？	そのような方のために、サポーター登録した個人と地域クラブをマッチングする「サポーターバンク（人材バンク）」を設けました。ご自身の経験や知識、技能を登録いただくと、それを必要とする地域クラブに市が仲介します。 また、学校部活動が継続している期間に限って、有償の部活動指導員なども別途募集しています。詳しくは、市のホームページをご確認いただくか、教育委員会事務局までお問い合わせください。
17	市の認定クラブになれば、兵庫県中学校体育連盟（中体連）の大会に参加できますか？	市の認定クラブであることと、公益財団法人日本中学校体育連盟（中体連）への加入は関係ありません。地域クラブとして中体連に申請した上で、大会にエントリーすることは可能です。 なお、令和7年12月9日に中体連によるルール改正があり、令和8年度からは部活動に同じ種目があっても、地域クラブが登録することで、中体連の大会（総体等）に参加できることとなります（諸条件あり）。（令和7年12月9日現在の状況に更新）
18	今後の要望や意見を伝える場はありますか？	定期的で開催している「地域展開検討会議」のほか、教育委員会事務局において、ご意見やご相談を受け付けています。これから活動を始めようとする中で出てきた様々な課題や疑問は随時ご相談ください。

地域クラブとサポーター募集公募説明会 質疑応答

令和7年11月9日及び11月11日開催分

番号	質問	回答
19	中学校卒業後（高校生など）も同じクラブで活動を続けることはできますか？	はい、可能です。この取り組みは、将来的には中学生だけでなく、小学生から高校生、さらには大人まで、年齢に関わらず誰もが参加できる生涯スポーツの拠点としての地域クラブを目指しています。
20	小学生も参加できますか？	小学生に限らず、多様な世代が参加するクラスを中学生に開放し、これを地域クラブと見なしても問題ありません。ただし、実証事業に参加する場合の指導者謝礼や保険料の支援対象は中学生のみであることに留意してください。
21	学校部活動と地域クラブはどのような関係になりますか？	地域クラブは、学校部活動が終了しても子どもの活動機会を絶やさないために、活動機会を地域に分担いただく関係になります。
22	平日の部活動と休日の地域クラブ活動、両方に参加する必要はありますか？	いいえ。休日の部活動は令和9年度における中学3年生の最後の大会や発表会等をもって、平日の部活動は令和10年度における中学3年生の最後の大会や発表会等をもって、地域クラブに移行します（令和7年11月27日現在の状況に更新）。しかし、部活動が存在する間は両方の活動への参加を自由に選択できます。例えば、①平日は学校部活動で休日は地域クラブに参加、②平日の学校部活動のみ参加、③休日の地域クラブのみ参加、④いずれにも参加しない が選択可能です。
23	学校の先生が地域クラブで指導する場合、手当は出ますか？	はい。休日の実証事業において、学校の先生が兼職兼業の許可を得て地域クラブの指導者となる場合、市の規定に基づき時給1,600円の謝礼が支払われます。
24	新しい種目のクラブを立ち上げた場合、平日の活動はどうなりますか？	地域クラブを立ち上げた場合、種目の如何に関わらず、平日の活動義務はありません。ただし、平日の活動をしていただける場合は、生徒の活動機会確保の観点から、実証事業の採択において優遇されます。
25	生徒や保護者へのアンケート結果を教えてください。	令和6年度第4回西脇市学校部活動地域移行検討会議の資料として市のホームページで公開しています。以下のURLを参照ください。 https://www.city.nishiwaki.lg.jp/material/files/group/19/4th_shiryu5.pdf

地域クラブとサポーター募集公募説明会 質疑応答

令和7年11月9日及び11月11日開催分

番号	質問	回答
26	クラブを設立する際に、保険の加入証明書はすぐに必要ですか？	いいえ。設立当初は不要です。保険は実際に活動する生徒が確定してから加入手続きを行うものですので、クラブ設立の申請段階で加入証明書を提出する必要はありません。生徒が集まってから手続きをしてください。
27	地域クラブ活動の紹介を当活動チームのSNSで発信しても構いませんか？	SNS等で発信しても構いませんが、発信に際しては参加者の個人情報に十分な配慮が必要です。事前に参加者や保護者の承諾を得ていただくか、承諾を得ていない場合は、個人が特定されないことがないように掲載してください。
28	部活動は実質的に生徒指導も兼ねていましたが、地域クラブと学校が連携することは可能でしょうか？	生徒に特別な配慮が必要な場合は、保護者の許可を得たうえで、何らかの形で学校と地域クラブが連携し、共に対応に当たる体制づくりを進めていきます。
29	地域クラブ活動中に事故が発生した時の責任はどうなりますか？	地域クラブ活動中の事故については、地域クラブの責任となります。地域クラブ認定後には、救急時の対応を分かりやすくまとめた「救急対応マニュアル」をお配りするとともに、緊急対応に関するオンライン研修も実施します。